

一般財団法人日本赤十字社看護師同方会講演会助成事業規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本赤十字社看護師同方会（以下「本会」という。）定款第4条第2号の規定に基づき、地域住民等の健康・福祉の向上に資することを目的として、同方会の都道府県支部、赤十字医療・看護教育施設等（以下「都道府県支部等」という。）が単独または合同で実施する講演会の経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(受講対象)

第2条 講演会を開催する施設周辺等の地域住民並びに医療施設等の職員を対象とする。

(助成対象)

第3条 地域住民等を対象として行う健康・医療・看護・環境・人生等の講演会で、およそ2時間程度の内容のものを助成対象とする。

(助成交付額)

第4条 講演会等に対する助成金の交付額は、一講演会等につき10万円を限度とする。助成金の対象となる経費が10万円に満たない場合は、対象額を全額交付する。

2 助成金の対象となる経費は、講師料、講師交通費・宿泊費、会場費、教材資料費をさす。

(申請期間と方法)

第5条 講演会に対する助成金の交付を受けようとする都道府県支部長等は、当該年度の4月1日から6月30日までに講演会助成金交付申請書（様式1）を理事長に提出する。

(助成金交付の決定)

第6条 講演会に対する助成金の交付は、理事会の議決を経て理事長が決定し、当該都道府県支部長等に通知する。

2 助成金の決定通知を受けた都道府県支部長等は、速かに講演会助成金交付請求書（様式2）を理事長に提出する。

(領収書の提出)

第7条 助成金の交付を受けた都道府県支部長等は、速かに講演会助成金領収書（様式3）を理事長に提出する。

(講演会の実施報告)

第8条 助成金の交付を受けて講演会を実施した都道府県支部長等は、講演会終了後、3ヵ月以内に講演会助成事業実績報告書(様式4)を理事長に提出する。

(助成金の使途と領収書の提出)

第9条 助成金の交付を受けて講演会を実施した都道府県支部長等は、講演会終了後、3ヵ月以内に本会からの助成金の使途内容とそれぞれの領収書を、講演会助成金実績報告書(様式5)とともに理事長に提出する。

(助成金の返金)

第10条 助成金の未使用、または適正に使用されていない場合は、返金を求めることがある。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附則 この改正規程は、平成26年4月1日から実施する。

附則 この改正規程は、2021年4月1日から実施する。

附則 この改正規程は、2023年4月1日から実施する。